

## 令和5年度 集団指導

# 令和5年度省令改正事項

(「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、  
設備及び運営に関する基準」等の改正について)

中部広域市町村圏事務組合



# 1. 安全計画の策定等について

令和3年7月に福岡県中間市において、保育所の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、国は基準省令を改正し、令和5年4月より、事業所において安全計画の策定を義務付けることとしました。

- ・安全計画では、事業所等の設備の安全点検の実施に関する事、従業者や児童に対し、事業所内での活動はもちろん、散歩等の園外活動時や事業所等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など施設外での活動、取組においても、安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に係る取組等を確実にを行うための職員への研修や訓練に関する事などを計画的に行うためのものであることが求められます。（基準省令第40条の2）
- ・策定した安全計画について、事業者は実際にサービスを提供する職員に周知するとともに研修や訓練を定期的に実施しなければならない。
- ・事業者は利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取り組み内容等を入所時の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。
- ・事業者は、PDCAサイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

## 保育所安全計画例

(別添資料4)

## ◎安全点検

## (1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

## (2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 園外活動	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> バス送迎（※実施している場合のみ）	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 降雪（※必要に応じ策定）	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

## ◎児童・保護者に対する安全指導等

## (1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以上3歳未満児				
3歳以上児				

## (2) 保護者への説明・共有

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

## ◎訓練・研修

## (1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						

※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

## (2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者

## (3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

## (4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

--

## ◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

--

## ◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

--

(別添資料5)

## 保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

実施時期	取組内容
年度始め <small>※取組が不十分の場合は 速やかに</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める</li> <li>・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること</li> <li>・各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報）の実施に関する年間スケジュールを定める</li> <li>・自治体を実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する</li> <li>・職員の採用時等の研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する</li> <li>・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する</li> <li>・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める</li> </ul>
6月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水遊び・プール活動のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す</li> </ul>
11月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す</li> </ul>
随時 <small>※職員の採用時又は児童 の入園時</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の採用時等にオンライン研修等の受講機会を設ける</li> <li>・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）</li> </ul>
事故発生時 <small>※ヒヤリ・ハット事案 含む</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、職員・保護者に周知する</li> </ul>

## 2. 自動車等を運行する場合の所在の確認等について

### ◆改正の趣旨

令和4年9月に静岡県牧之原市において、幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、国は幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を10月に取りまとめました。これを受け、都道府県が条例で障害児通所支援事業所等の運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等）にバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正となりました。



## 2. 自動車等を運行する場合の所在の確認等について

### ◆改正の概要

- ①園児等の通園や園外活動等のために自動車を実行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること
- ②通園用の自動車を実行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

### ◆施行期日

令和5年4月1日（上記②については、経過措置として代替措置での対応可能）

#### ※代替措置の例

ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な装置を講ずることとして差し支えありません。

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

### 降車時確認式の装置



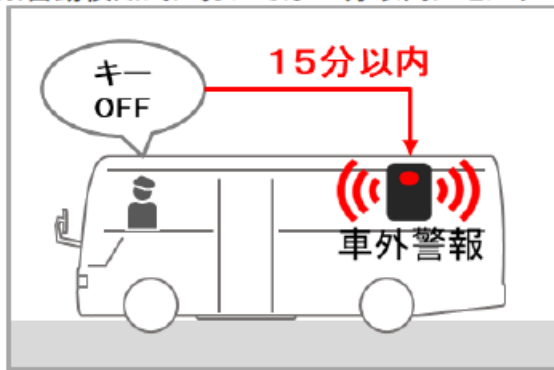
### 自動検知式の装置



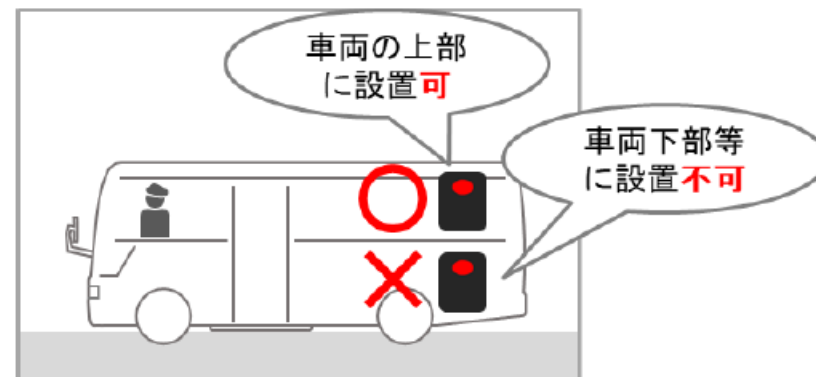
## ガイドラインにおいて規定された主な要件

- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

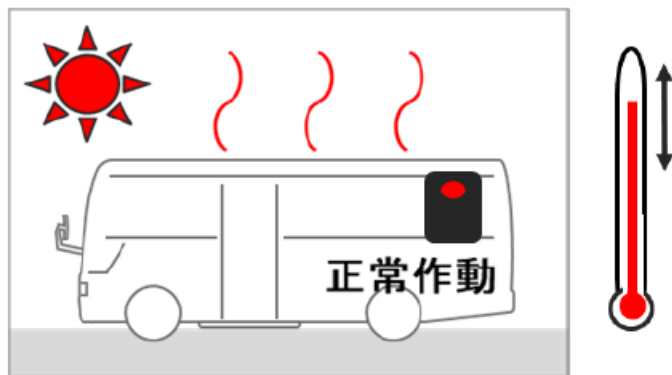
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

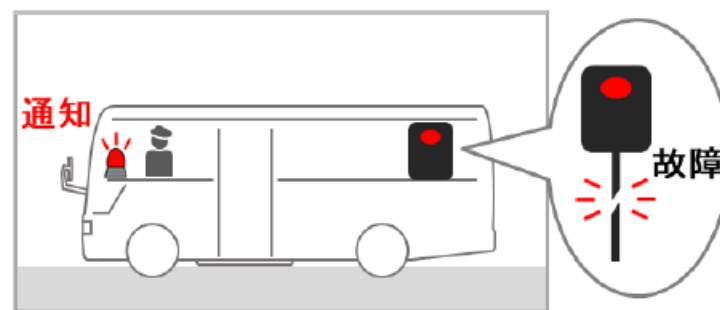


- ③ 十分な耐久性を有すること  
例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



## < 参考 >

### 1. 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて（内閣府HP）

URL：<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

URL：[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/pdf/anzen\\_list.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/pdf/anzen_list.pdf)

### 2. 安全管理マニュアル等について

下記、内閣府HPに「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」、「毎日使えるチェックシート」、「送迎業務モデル例」が掲載されておりますので、適宜参考にしてください。

URL：[https://www8.cao.go.jp/shoushi//shinseido/meeting/anzen\\_kanri.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi//shinseido/meeting/anzen_kanri.html)

※研修動画や資料も掲載されておりますので、ぜひご確認ください。

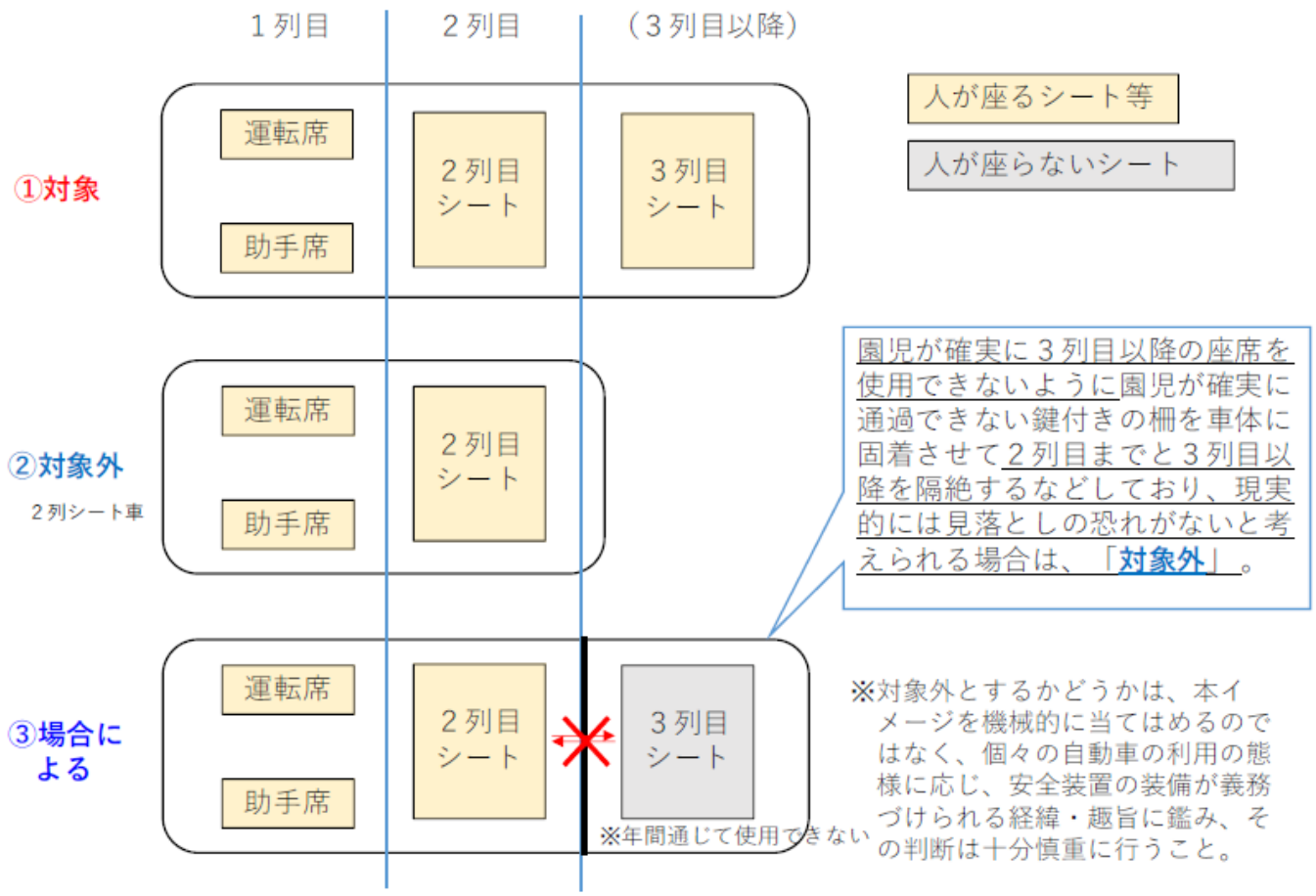
### 3. 補助事業について

沖縄県において国の事業を活用し、予算の範囲内で「こどもの安心・安全対策支援事業」として下記の補助事業を実施予定

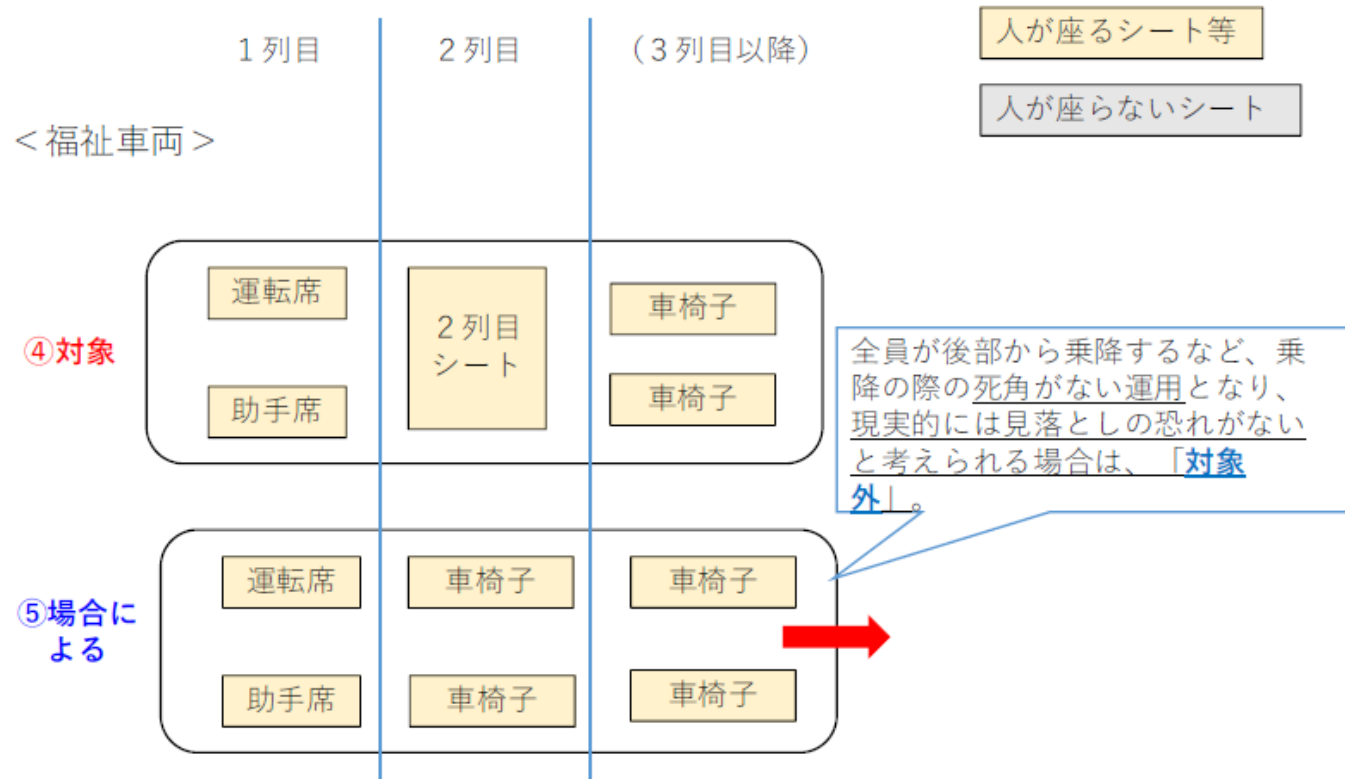
- ① 送迎用バスの改修支援
- ② ICTを活用した子どもの見守り支援
- ③ 登園管理システム支援

※補助対象は、令和4年9月5日以降に導入された備品等です。

# 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



## 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

## 3. インクルーシブ保育に関する留意事項

### ◆改正について

令和4年11月30日に保育所及び児童発達支援事業所等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、基準省令を見直し、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、設備の共有や専従職員の兼務を可能とする改正が行われ、令和5年4月1日より施行されました。

### ◆保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合

#### ①専従の人員の兼務の例について

保育所の満3歳時40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、保育士の人員の基準については、それぞれ、保育所として満3歳時40人の基準である保育士2人以上、児童発達支援事業所として障がい児20人の基準である保育士4人以上を満たしている場合に兼務を可能とする。

#### ②特有の設備の共用の例について

交流を行う保育室の面積については、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積が50㎡以上を満たしている場合に共用を可能とする。

### 3. インクルーシブ保育に関する留意事項

#### ◆交流の際、「障がい児の支援に支障がない場合」として留意すべき事項

- ・「児童発達支援計画」において、保育所等との交流における具体的なねらい及び支援内容等を明記し、障がい児又はその保護者に対して説明を行い、同意を得ること。
- ・障がい児一人一人の「児童発達支援計画」を考慮し、一日の活動の中で発達支援の時間が十分に確保されるように留意すること。
- ・通所する障がい児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学びあうことの重要性を丁寧に説明すること。
- ・障がい児の発達状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の障害児の障害種別、障がいの特性および発達の状況に応じた適切な支援および環境構成を行うこと。
- ・交流を行うにあたり、複数のグループに分かれて交流することや、一部の障がい児のみが交流を行うことも想定されるが、その際には障がい児の障害特性や情緒面への配慮、安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること
- ・交流を行う際の活動等については、障がい児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから、交流する保育所等の保育士等も交えながら検討していくこと
- ・支援を行う際には、「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し、また、「保育所保育指針」等の内容についても理解することが重要であること